平成２６年（フ）第６３号
鳥取県米子市両三柳143番地１　アイリッシュコート203号、前住所鳥取県米子市両三柳2603番地　米子駐屯地
債務者　田中　勇多
1　決定年月日時　平成26年７月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２６年（フ）第４８３号
広島市安佐南区祇園６丁目12番19号
債務者　柳田　　誠
1　決定年月日時　平成26年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４８７号
広島市西区三篠北町８番18―402号
債務者　山田　弘昭
1　決定年月日時　平成26年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５２９号
広島県廿日市市佐方４丁目５番24号
債務者　青野　由子
1　決定年月日時　平成26年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５３７号
広島市安佐南区西原３丁目20番29号
債務者　西尾　利香
1　決定年月日時　平成26年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２４号
広島県尾道市向東町12377番地１
債務者　松本　宏樹
1　決定年月日時　平成26年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２６年（フ）第１８号
山口県萩市大字河添189番地１、前住所東京都杉並区梅里１丁目６番１号　カーサクロヤナギ401
債務者　西村　幸子
1　決定年月日時　平成26年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２６年（フ）第９６号
山口県長門市東深川144番地
債務者　田中　恭子
1　決定年月日時　平成26年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２６年（フ）第１７０号
愛媛県松山市東野５丁目12番11号　ブリズ・ド・エストＢ102号
債務者　増田　　勝
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１７５号
愛媛県松山市宮西３丁目４番43号　ＰＯＰＯＬＯ宮西205号
債務者　佐川　正樹
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１８４号
愛媛県松山市石風呂町甲942番地１
債務者　田中　隆子
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３５号
愛媛県今治市蔵敷町１丁目６番11、住民票上の住所愛媛県今治市石井町４丁目３番50号
債務者　藤原　森夫
1　決定年月日時　平成26年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２６年（フ）第３６号
愛媛県今治市蔵敷町１丁目６番11、住民票上の住所愛媛県今治市石井町４丁目３番50号
債務者　藤原多枝子
1　決定年月日時　平成26年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２６年（フ）第４１号
愛媛県今治市近見町４丁目５番28号　カーサちかみ202号、前住所愛媛県西条市船屋甲659番地、前々住所愛媛県西条市飯岡585番地13
債務者　奥田　桂子（旧姓久保）
1　決定年月日時　平成26年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２６年（フ）第４１号
福岡県田川郡川崎町大字池尻1467番地の21
債務者　大谷　　一
1　決定年月日時　平成26年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２６年（フ）第１６０号
佐賀県鳥栖市曽根崎町1528番地、住民票上の住所佐賀県鳥栖市曽根崎町1282番地
債務者　古賀慎一朗
1　決定年月日時　平成26年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１７０号
佐賀市木原３丁目３番20号　コーポ江上101
債務者　中島　信行
1　決定年月日時　平成26年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係